

菊池川流域日本遺産ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、菊池川流域の日本遺産認定を背景に、地域の魅力を県内外に広め、認知度を高めることを目的に、民間企業等が菊池川流域日本遺産ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用届)

第2条 ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ、ロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付して、菊池川流域日本遺産協議会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 県や市町村等の公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他会長が認めた場合

(届出の受理)

第3条 前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 菊池川地域の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマーク等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) その他会長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出た使用目的及び使用内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマーク使用マニュアルを遵守すること。

(使用の禁止)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を禁止することができる。

- (1) 使用者が、この規定に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他ロゴマークの使用が不適當であると認められた場合

(情報の公開)

第7条 会長は、ロゴマーク使用の届出の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第8条 この規定に関する事務は、菊池川流域日本遺産協議会事務局（山鹿市社会教育課）が行う。

附則

(施行期日)

この規定は、平成30年2月28日から適用する。